

令和3年1月12日

各位

会津若松商工会議所

新型コロナウイルス感染症への対応について（第7報）

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（1月8日改定）（以下、福島県対策）及び新型コロナウイルス感染症への日本商工会議所の対応（第19報）（以下、日商対応）に基づき、当所対応を下記のようにいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性があります。

記

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる

（この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします）

<事業等実施にあたっての注意事項>

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

①「換気の悪い密閉空間」

⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。

②「人が密集している」

⇒出席人数を限定する（随行者の制限）など、会議規模の縮小を行います。

③「近距離での会話や発声が行われる」

⇒会場のレイアウトについて、近距離での対面形式は避け、参加者同士の距離が取れるようにします。

2. 当所主催の会議等について

(1) 会議、セミナー、講演会等

4月の緊急事態宣言の時のように、中止や延期を繰り返すのではなく、これまで学んできたことをもとに、リアルで行う事業（会議・セミナー・講演会等）をオンラインに切り替えたり、そのままリアル開催の方が効果的なものは感染対策を更に徹底してリアル開催（規模縮小など）するなど、工夫して実施します。

<開催の際の留意事項>

①咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。

②会場での手指消毒と入場時の検温を徹底します。（会場受付等には消毒液を設置）

③マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

④事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

・飲食を伴う懇親会、交流会の開催は、主催する組織の長（委員長、座長等）の判断によります。

3. 事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①事務局員本人が、発熱等の風邪症状がある場合は、出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ③以下のような症状がある場合は、「かかりつけ医」または「受診・相談センター」に相談します。
 - ・呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ④事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部長に報告します。

(2) 時差出勤・テレワーク等

- ・感染リスクの回避とともに、この機会に働き方改革を推進するため、有給休暇の効果的な取得を図ります。

(3) 出張

- ①不要不急の出張は極力見合わせます。
- ②出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(4) 接客・打合せ(内部打合せ含む)について

- ①上記「前提条件」をクリアできない場での実施は不可とします。
- ②相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- ③少しでも体調の悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整します。
- ④マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

(5) 会議室・応接ブースの利用について

- ①会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にします。
- ②利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行います。

※会議室、応接ブースに限らず、密閉された空間での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を徹底します。

(6) その他

①懇親会について

- ・プライベートを含め極力控えます。

②海外への渡航について

- ・プライベートを含め禁止します。

③県外への訪問について

- ・プライベートを含め極力控えます。但し、緊急事態措置実施区域への訪問は禁止します。やむを得ず実施区域へ訪問する(した)場合は、所定の様式により必ず総務部長に報告します。

④その他

- ・個人での感染防止対策が極めて重要なため、手洗い、手消毒、マスク着用等を、引き続き徹底します。
- ・特に、喫煙や飲食などの休憩等でクラスターが発生しているため、十分に注意します。